

## 2027 コードとISの更新プロセス

### 第2草案主な変更点の概要 **国際教育基準**

#### エグゼクティブ・サマリー

[利害関係者協議段階において](#)提供された利害関係者のコメントを慎重に検討・考慮し、また、[第2草案作成段階において](#)アンチ・ドーピング・コミュニティと広範な協議を行った結果、国際教育基準起草チームは、現在進行中の [2027年規程及びIS更新プロセスの](#)一環として、2027年国際教育基準（ISE）の第2草案においてさらなる重要な変更を提案した。

この文書の目的は、2027年ISEの第2草案で提案された主な変更点を要約することであり、その主な変更点は、[2027年ISEの第1草案で](#)提案され、対応する[第1草案の「主な変更点の要約」](#)で要約されたものを基礎としている。

重要なことは、第1草案段階における主要な、ドーピング防止コミュニティによって大方受け入れられ、支持されたことである。そのため、これらの2027年世界ドーピング防止規程（WADA規程）第2草案の第18条に反映させ、両文書間の首尾一貫した整合性を確保する必要があった。これらの変更は、現在提案されている2027年WADA規程の第2草案に反映され、これまでのプロセスを通じて寄せられた利害関係者のコメントを考慮に入れている。

2027年ISEの第1草案に関連する356件の提出及び投稿はすべて、ISEドラフティング・チームによって検討され、徹底的に議論され、2027年ISEの第2草案の更新版に反映された。これらの変更は、さらにWADA教育委員会によって承認された。また、他の起草チーム（WADA規程及び国際基準）とも継続的なコミュニケーションが行われ、世界ドーピング防止プログラム全体で進行中の変更が更新された基準において考慮されていることを確認した。WADAは、本改訂版に関するすべての検討されたフィードバックを歓迎する。本書の目的は、2027年版ISEの第2草案に対する主要な変更案の概要を示すことである。

2027年ISEの第2草案を検討する際には、いくつかの留意点がある。

- 最初の草案作成段階で述べたように、2021年ISEと2027年ISE草案との間には、2021年ISEが最初の反復であったことを考えると、大きな変更がある。コミュニティは、この大きな大筋で支持した。
- 第1次草案と第2次草案との間の変更は、比較すると比較的少ないが、より明確にし、理解を深め、ISEを持つことの中核的な目的を明確にするという点では重要である。
- ISEが目指す一般的な方向性については幅広い支持があり、それは関係者のフィードバックにも反映されている。具体的には、スタンダードの原則をより明確にすること、アスリートの権利を強調すること、教育の幅を広げること、未成年者の保護を強調すること、教育の専門的基準を設けること、訓練を受けた有能な教育者の重要性などが挙げられた。
- 特定の項目に対する支持と、アンチ・ドーピング団体が増加した果たす能力に関する懸念が見られた。具体的には、潜在的な管理負担、拡大した教育プールの新たなグループ（例として、国際的な競技に参加する未成年者や保護者）へのリーチ能力、などが挙げられた。

教育に携わるすべての加盟国の役割と責任（特に管轄権が重複する場合）が混乱する可能性があること。

- 起草チームは、この第2草案においてこれらの要素を考慮し、2027年ISEは、アスリート、アスリートサポート要員、そしてクリーンスポーツの利益のために、教育セクターを2025年のあるべき姿ではなく、2027年のあるべき姿へと前進させようとする意図的な野心的なものであるという、第1草案段階からの起草原則を再確認した。
- これに関連して、テンプレート、ケーススタディ、トレーニングなどを通じて、増加する義務に対応するための追加リソースを要望するコメントが多数寄せられた。テンプレートや支援リソースの要望は聞いている。WADA は、WADA 規程実施支援プログラム（CISP）を通じて、署名者が新要件を実施できるよう支援するよう努めます。
- 加えて、は加盟国からの要請に直接応えるべく、教育ガイドラインの更新と再出版を目指す。
- いくつかの用語の明確化及び説明を求める要望は、留意されたい。例えば、最も影響力のある競技者支援要員（ASP）を決定する場合や、スポーツ／国の文化的背景を説明する場合などである。

2027年版ISEの第2草案における新たな変更点は、第1草案で示された変更点に由来するものでもなく、またそれを基礎とするものでもない場合、それに応じて「新規追加」と記されることに留意されたい。特にこの点に関して、ISE起草チームは、この第2草案に盛り込まれた以下の新たな変更点について、利害関係者の注意を喚起したい：

- ドーピング防止規則が競技者にも適用されること、及び競技者の価値観や行動を形成する上で競技者が有する影響力を強調するために、競技者が言及されるすべての文言にASPを含めること。ASP教育の重要、教育プールにも反映されており、ASPが制裁から復帰した場合、または制裁を受けている場合には、アスリートに対するアプローチと一貫性を持たせるために、教育プールが追加された。
- 偶発的なアンチ・ドーピング規則違反のリスクは、サプリメントの使用に関連するリスクにとどまらないことを認識し、意図的でないドーピングを義務教育のテーマに含める。
- オリンピック／パラリンピック競技大会前にNOC／NPCに協力するNADOの責任を追加し、NOC／NPCに同じ要件を単純に相互提供する。
- 調査と2021ISEの実施に関する継続的な評価に基づき、国際競技連盟は、ASPの研修と認定プログラムにアンチ・ドーピングのトピックを含めることを推奨し、国内競技連盟にもことを奨励する。コーチがアンチ・ドーピングを既存のコーチ教育プログラムに組み込むことで利益を得ることを優先することに関して、具体的なコメントが追加された。

さらに、ISE原案作成チームは、第2草案作成段階における関係者のコメント及びドーピング防止団体との協議の検討から生じた、その他の重要な進展についても言及したい：

- 事前学習の"認識"は、この活動への重点的なアプローチをさらに強調するため、"承認"に変更された。
- アスリート・パスウェイの該当する段階及び／又はスポーツへの参加／競技のレベルに適合し、適切なカリキュラムであることを確認するための注記が追加された。
- 教育プログラムの公表義務は、年間教育計画の概要（WADAが提供するテンプレートに基づく）を公表することに変更された。
- 重複の削減。すなわち、加盟者に対する要求事項は、規格全体で繰り返されるのではなく、第4部に集約される。

競技大会に特化した教育が明確化され、この活動の協力に関する役割と責任が第3部に移され、国際競技大会と国内競技大会に関連して加盟国に求められることが区別された。これには、競技大会に特化した教育を独自の条文（新第11条）とし、そのような教育が国内競技大会でも考慮されうるという認識も含まれる。

以下のセクションでは、2027年ISEの第2次草案における変更点を項目ごとに簡潔にまとめる。

---

## 第6条：教育プールの設立

### 第1稿からの変更点

第1草案で示された本条への変更案は修正されず、第2草案でも本条の文言にそれ以上の変更は。

この条文に変更はないが、起草チームは根拠を説明したい。教育プールを拡大すること、特に未成年者や被保護者を保護することについては、大きな支持があった。しかし、利害関係者からは、特に国際的に競争している可能性のある未成年者を特定できなかつたり、両親のようなアクセスしにくい集団に接触できなかつたりした場合、このことが利害関係者にとって重大なコンプライアンス上の影響を及ぼすかもしれないという懸念があった。

そのため、この条文には、教育プールに余分なグループを含めることは必要条件であるが、グループ内のすべての個人を教育することが必要条件であるわけではない、という明確なコメントが加えられた。実際、ロジスティックな面を考慮すれば、それは不可能であると認識されている。むしろ必要なのは、教育プログラムと教育計画にそのグループを含めることであり、また、そのグループにアクセスしたり、そのグループに特別に関与するためのリソースを提供したりするための戦略を特定することである。また、ISEには、教育プログラムの提供できる教育活動の種類を示す4つの要素を包含する、幅広い教育の定義があることが強調されている。すべての教育、対面式で実施されたり、特定のグループ内のすべての個人を対象としたものである必要はない。さらに説明すると、一例として、保護者向けの情報リソースを提供し、ウェブサイトを通じて宣伝し、アクセスできるようにすることは、この特定のグループにリーチする試みとしては一定の役割を果たすだろう。

---

## 第8条 - 第9条：教育プログラムおよび教育計画

### 第1稿からの変更点

最初の草案では、教育プログラム文書を公表することが求められていた。ステークホルダーとの協議段階を経て、年間教育計画の概要の公表を義務付けることに変更された。その理由は2つある。1) 事前学習の承認プロセスを合理化するために、加盟者同士が共有する必要のある最も適切な利用できるようにするため、2) WADAが教育プログラムよりも教育計画に関するより具体的なガイダンスや教育計画のテンプレートを容易に提供できることから、管理上の負担を軽減するためである。

## 第8.1.1条必須項目

### 第1稿からの変更点

アンチ・ドーピングの複雑化と偶発的なアンチ・ドーピング規則違反のリスクを考慮し、意図的でないドーピングに関連するリスクはサプリメントの使用だけにとどまらないことを反映し、「サプリメントのリスク一部として、意図的でないドーピングが必須項目として指定された。

---

## 第10.3条：事前学習の認識

### 第1稿からの変更点

本条項のタイトルを変更したのは、プログラムよりも教育活動に焦点を当てることを強調するためである。ステークホルダーとの協議段階を経て、2021年ISE実施の評価から得られた新たな知見を考慮すると、多くの加盟国が他の加盟国の教育プログラムの評価に多大なリソースを費やしており、これは本条項の意図する目的ではなかった。

この条文の意図するところは、競技者が一つの加盟国から十分な教育（特に競技会前）を受けても、他の加盟国のリソースは、教育を受けていないかもしれない他の競技者に焦点を当てるか、あるいはよりスポーツに特化した、あるいは文化的に適切な対人活動で最初の教育を構築する方が、より効果的に配置されるかもしれないことを認識することであった。そのため、2027年ISEの最初の草案では、プログラムではなく、具体的な教育活動を認識することに重点を置くことで、この点をいくらか是正しようとした。第二次草案作成段階において、アンチ・ドーピングにおける「承認」という用語は、より重要なプロセス（例えば、TUEの承認）を意味することが明らかになったため、この用語は「承認」に変更された。

署名当事者は、必要であると判断した場合には、自国の管轄下にある競技者に対し、教育を行う権利を保持する。本条項の目的は、同種の教育活動（競技者によっても共有されているフィードバック）の重複を最低限減らすことである。

---

## 第11条：イベント別教育

### 第1稿からの変更点

「イベントに特化した教育」は、2027年ISEの最初の草案で提示された新しい用語であり、特定のイベントに必要な教育だけでなく、イベントに関する教育を包括するものであった。この用語は広く歓迎された。しかし、この条項の一部として明記された役割と責任、加盟国や他の組織間の調整については、混乱が見られた。

国際大会と国内大会を区別するため、「大会別教育独自の条文に昇格し、さらに細分化された。

---

## 第13条～第15条：役割と責任

### 初稿からの変更点

この条文には、先に述べた以外に重要な変更はなかった。ここでの変更の焦点は、規程との整合性を確保し、ISEの重複を減らすこと

であった。全加盟国に適用される要件は第4部（第16条）に繰り延べられ、各条項では各加盟国グループ独自の要件に焦点が当てられている。

#### 第 14.1.6 条：国内ドーピング防止機関の役割と責任

##### 新規追加

本条は、オリンピック／パラリンピック競技大会に先立ち、NOC/NPC が NADO と同じ目的で協力することを要求され、それに応えるために NADO が NOC/NPC と確実に協力するための付加的な責任である。

---

#### 第14.2.6条国際競技連盟の役割と責任

##### 新規追加

これは、新たな義務的要請を構成するものではなく、むしろ、国際競技連盟が、ASP もまたドーピング防止規則の適用対象であり、かつ、ASP が競技者に与える影響力を認識した上で、ASP の研修及び認定プログラムにドーピング防止教育を組み込むことを検討するよう勧告するものである。このような統合は、アンチ・ドーピングのトピックに関連するASPの自信と能力を高めるより効果的な方法であり、そのようなトピックに関してASPがアスリートとより積極的な関わりを持つ可能性を高めるものであることが、調査によって実証されている。このことは、2021年ISEの実施に関する現在進行中の評価でも明らかになったテーマである。また、国際競技連盟は、国内競技連盟に対し、ASPのための関連研修および認定プログラムにアンチ・ドーピングのトピックを組み込むよう奨励することも提案されている。

---

#### 付録I：定義

##### 初稿からの変更点

教育プログラムのモニタリングと評価の要件を明確にするため、「評価報告書」の定義が追加された。

---